

デジタル庁設置法案要綱

第一 設置

内閣に、デジタル庁を置くこと。

(第二条関係)

第二 任務

デジタル庁は、次に掲げることを任務とすること。

(第三条関係)

一 デジタル社会形成基本法（令和三年法律第 号）第二章に定めるデジタル社会（同法第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。）の形成についての基本理念（二において「基本理念」という。）にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。

二 基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ること。

第三 所掌事務

一 デジタル庁は、第二の一の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどること。

(第四条第一項関係)

1 デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する

ること。

2 関係行政機関が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進に関すること（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二十六条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）。

3 1及び2に掲げるもののほか、デジタル社会の形成のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 デジタル庁は、第二の二の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどること。

（第四条第二項関係）

1 デジタル社会の形成に関する重点計画（デジタル社会形成基本法第三十七条第一項に規定する重点計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

2 官民データ活用推進基本計画（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第八条第一項に規定する官民データ活用推進基本計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

3 行政手続における特定の個人又は法人その他の団体を識別するための番号、記号その他の符号の利用

に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号、同条第七項に規定する個人番号カード及び同条第十五項に規定する法人番号の利用並びに同法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

5 情報通信技術を用いた本人確認に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

6 情報通信技術を用いた本人確認の信頼性の確保及び利用の促進を図る観点からの、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項、第三項及び第八項の規定による証明に関すること。

7 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名に関すること（法務省の所掌に属するものを除く。）。

8 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第十七条第四項に規定する署名検証者及び同法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者に

関すること（総務省の所掌に属するものを除く。）。

9 電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第二条第一項に規定する電子委任状に関すること（総務省の所掌に属するものを除く。）。

10 複数の国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び民間事業者が利用する官民データ（官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データをいう。）に係るデータの標準化（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）第四条第二項第五号イに規定するデータの標準化をいう。）に係る総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

11 外部連携機能（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第四条第二項第五号ロに規定する外部連携機能をいう。）に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

12 公的基礎情報データベース（デジタル社会形成基本法第三十一条に規定する公的基礎情報データベースをいう。）の整備及び利用に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

13 国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進に関すること。

14 情報システム整備計画（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第四条第一項に規定する情報システム整備計画をいう。16のイ及びハにおいて同じ。）の作成及び推進に関すること。

15 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。

16 国の行政機関が行う情報システム（国の安全等に関するものその他の政令で定めるものを除く。以下において同じ。）の整備及び管理に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

イ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算を、13の方針及び情報システム整備計画に基づき、一括して要求し、確保すること。

ロ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業の実施に関する計画を定めること。

ハ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業について、13の方針及び情報システム整備計画に基づき当該事業の全部若しくは一部を自ら執行し、又は関係行政機関に、予算を配分するとともに、13の方針及び情報システム整備計画並びにロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業の全部若しくは一部を当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

17 国の行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。

18 デジタル社会の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

19 所掌事務に係る国際協力に関すること。

20 1から19までに掲げるもののほか、専らデジタル社会の形成を目的とする事務及び事業に関すること。

21 1から20までに掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきデジタル庁に属させられた事務

第四 組織の構成

一 デジタル庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、デジタル社会の形成に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならないこと。
(第五条第一項関係)

二 デジタル庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならないこと。

(第五条第二項関係)

第五 デジタル庁の長及びデジタル庁に置かれる特別な職

一 デジタル庁の長

1 デジタル庁の長は、内閣総理大臣とすること。
(第六条第一項関係)

2 内閣総理大臣は、デジタル庁に係る事項についての内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣とし、第三の二の事務を分担管理すること。
(第六条第二項関係)

3 内閣総理大臣は、デジタル庁の事務を統括し、職員の服務について統督することその他内閣総理大臣の権限について所要の規定を整備すること。
(第七条関係)

二 デジタル大臣

1 デジタル庁に、デジタル大臣を置くこと。
(第八条第一項関係)

2 デジタル大臣は、国務大臣をもって充てること。
(第八条第二項関係)

3 デジタル大臣は、内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括し、職員の服務について統督すること。
(第八条第三項関係)

4 デジタル大臣の関係行政機関の長に対する資料の提出請求権、勸告権及び求報告権並びに内閣総理大臣に対する意見具申権について所要の規定を整備すること。
(第八条第四項から第七項まで関係)

三 副大臣、大臣政務官、デジタル監及びデジタル審議官

デジタル庁に、副大臣一人、大臣政務官一人、デジタル監一人及びデジタル審議官一人を置くこと、デジタル監は、デジタル庁の所掌事務に関する重要事項に関し、デジタル大臣に進言し、及びデジタル大臣の命を受けて、デジタル大臣に意見を具申することその他副大臣、大臣政務官、デジタル監及びデジタル審議官の職務等について所要の規定を整備すること。
(第九条から第十二条まで関係)

第六 デジタル庁に置かれる職

デジタル庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置くことその他デジタル庁に置かれる職について所要の規定を整備すること。
(第十三条関係)

第七 デジタル社会推進会議

- 一 デジタル庁に、デジタル社会推進会議（以下「会議」という。）を置くこと。
(第十四条第一項関係)
- 二 会議は、次に掲げる事務をつかさどること。
(第十四条第二項関係)

1 デジタル社会の形成のための施策の実施を推進すること。

2 デジタル社会の形成のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 会議は、議長、副議長及び議員をもって組織すること。
(第十五条第一項関係)

四 議長は、内閣総理大臣をもって充てること。
(第十五条第二項関係)

五 副議長は、内閣官房長官及びデジタル大臣をもって充てること。
(第十五条第三項関係)

六 議員は、次に掲げる者をもって充てること。
(第十五条第四項関係)

1 議長及び副議長以外の全ての国务大臣

2 内閣官房副長官、デジタル副大臣若しくは関係府省の副大臣、デジタル大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国务大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

七 その他会議について所要の規定を整備すること。
(第十五条第五項から第八項まで関係)

第八 政令への委任

第四から第七までに定めるもののほか、デジタル庁の組織に関し必要な事項は、政令で定めること。

(第十六条関係)

第九 雑則

一 職員及び組織上の名称について所要の規定を整備すること。
(第十七条関係)

二 組織の新設、改正及び廃止の状況に関する国会への報告その他について所要の規定を整備すること。
(第十八条関係)

第十 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、令和三年九月一日から施行すること。
(附則第一条関係)

二 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第十四条まで、第十七条から第五十条まで及び第五十二条から第五十六条まで関係)

三 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

(附則第十五条及び第十六条、第五十一条並びに第五十七条から第六十条まで関係)

四 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況及びデジタル社会の形成の状況を勘案し、デジタル庁の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。
(附則第六十一条関係)